専門研修プログラムに係る厚生労働省への意見の提出について(報告)

1 趣旨

- 令和3年7月、厚生労働省から、県に対し日本専門医機構の専門 研修プログラムに係る意見照会(医師法第 16 条の 10 の規定に基づくもの)があったところ。
- 県では、書面協議にて新専門医制度部会の各委員からの御意見を 取りまとめ、9月に別紙により厚生労働省に意見を提出したところ。

厚生労働省に提出した意見について

1 基幹施設又は連携施設に関する意見

日本専門医機構の整備指針で、小児科については都道府県ごとに複数の基幹施設を置くことと定めており、本県は2つの専門研修プログラムがあるが、復興岩手小児科専攻医プログラムは、発足当初、指導医数が満たないものの特例でプログラムを認められたもの。しかし、指導医数が減少し、継続設置が難しいところから令和3年度にプログラムを取り下げたところであり、また新規の施設設置も指導医不足のため予定されていないところ。このため本県のように医師少数県において、指導体制が十分に保てず、現行基準で複数の基幹施設の設置が困難となる都道府県については、複数設置については努力目標とすることとともに、指導医数等の設置要件を緩和すること。

2 定員配置等に関する意見

医師少数県でシーリングの対象外の診療科において、定員数を超える応募があった場合、上限を 変更できるようにすること。

3 医師確保対策又は偏在対策に関する意見

(1) 専門医の偏在対策の実施について

学会認定の専門医、指導医が少ない医療機関では、各学会の関連病院となることができず、専門医の確保が一層困難となっていくことが懸念されている中で、サブスペシャルティ領域の連動研修開始に伴い、当該領域の指導医がいない連携施設において研修ができない場合、専攻医が指導医の多い特定の研修施設に集中し、地域間・病院間の偏在が助長される可能性がある。

このことから、連動研修については、その在り方を含めて地域医療に与える影響を慎重に検討し、例えば、当該領域の指導医がいる施設での研修を柔軟に選択できるようにすることや、連携施設における指導医の在籍要件を柔軟に運用することや、医師少数地域の連動研修施設については、指導医が非常勤の場合であっても、その施設研修でのプログラムを一定期間認めることを検討するなど、専門医が不足する地域の中小医療機関において、養成された専門医が確保できるよう(専門医が都市部に集中しないよう)地域間・病院間の偏在解消に資するよう対策を講ずること。

(2) 医師の地域偏在解消に向けた実行性を伴う専門研修の仕組みの創設について 専門研修制度については 国の「専門医の在り方に関する検討会報告書」に

専門研修制度については、国の「専門医の在り方に関する検討会報告書」において、「医師の偏在是正を図ることを目的」に検討するとされていたところであるが、専攻医募集定員に係るシーリングについては、医師の偏在是正を図るうえで不十分であることから、将来の医療需要を踏まえ、各都道府県・各診療科の必要な医師養成数を定めたうえで、募集定員の設定などによる厳格なシーリングを実施すること。

併せて、地方の指導環境を充実させるため、派遣元病院にインセンティブを付与することなどにより、都市部から地方へ指導医が派遣される実効性のある仕組みを創設すること。

(3) カリキュラム制の推進について

地域の医療体制の構築や奨学金養成医師の配置に寄与できるよう、カリキュラム制での運用を柔軟・円滑に行えるよう制度を見直すこと。

4 臨床研究医コースを設けることに関する意見

臨床研究医コースの設置は、制度の目的から外れ、制度を複雑化することに加え、都市部におけるシーリングの抜け道となることが懸念されることから、当該コースの設置に当たっては、新専門 医制度とは独立した制度とすることについて検討すること。

5 地域枠の従事要件に配慮した研修プログラムであることに関する意見

(1) 地域枠の不同意離脱の基準

専門医制度における地域枠離脱防止策に関して、不同意と認定することで都道府県が法的な責任を負うことのないよう、貸与時の説明すべき事項や、地域枠からの離脱に対する同意/不同意の基準を明確に示すなど、国の積極的な関与により、実効性のある仕組みを整備すること。

(2) 不同意離脱者の専門医資格更新

日本専門医機構において、令和3年4月に研修を開始する者から、地域枠都道府県との不同 意離脱者に対し、専門医資格の認定を行わないこととしているが、これを専門医資格の更新 時にも適用するよう、国から働きかけること。

6 その他

(1) 新専門医制度の抜本的な見直しについて

新専門医制度においては、専門医の質を高め良質な医療を提供するという当初の目的から外れ、医師不足対策や医師の地域偏在の解消など、複数の要素が盛り込まれたことによる混乱が生じており、更なる地域間・病院間の偏在を助長しかねない状況となっていることから、制度の在り方を含め、抜本的な見直しを検討すること。

また、見直しに当たっては、若手医師が安心して専門性を高めることができるよう、日本 専門医機構が責任を持ってプログラムの評価や認証を行う制度とすること。

(2) シーリングの対象外とする基準について

日本専門医機構から提示された都道府県別・診療科別のシーリング案について、単年度の み一時的に採用数が増加した場合であってもシーリングの対象となることから、医師の採用 数が少ない都道府県に不利益が生じないよう基準の見直しを行うこと。

(3) 総合診療専門医のキャリアパスについて

地域で期待される総合診療専門医の養成及び確保のため、総合診療医のキャリアパスを早 急に明確化すること。総合診療科プログラムについて、他の 18 基本領域研修プログラムと の間で、双方向かつダブルボードでの研修を可能とすることを検討すること。

(4) 前年度に提出した意見の回答について

令和2年度に厚生労働省から日本専門医機構へ提出した意見の回答について、令和3年度 の意見提出時点で日本専門医機構からの回答が示されていないことから、前年度の意見照会 に対する回答を、本年度の意見照会前に示すこと。